

お知らせ

日本医師会－AMDAのフィリピン台風被害救援活動への支援について（お願い）

◇総務部◇

昨年11月8日、フィリピンに上陸した台風30号による被害救援のため、日本医師会では、全国の会員に対し、支援金の呼び掛けを行うことといたしました。

日本医師会ではフィリピン医師会と連絡を密に取りながら、現地で緊急支援活動をしている特定非営利法人AMDAを通じて支援しておりますが、被害が甚大であり、さらなる支援が必要とのこととなります。

つきましては、本件の趣旨にご賛同いただき、ご協力を賜りますようご高配の程よろしくお願い申し上げます。

支援金の送付方法は下記のとおりですが、お送りいただいた支援金は、AMDAを中心に配賦される予定ですので、ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 支援金受付

銀行名 三井住友銀行 神田支店

口座番号 普通預金 3047932

口座名 公益社団法人 日本医師会 フィリピン台風被害支援金
全国医師会口（ぜんこくいしかいぐち）

振込口座名は、「日医フィリピン支援金」と省略も可。

*手数料は各自ご負担願います。

*税務上の取扱い（別掲参照）

2. 受付期間

平成25年12月19日～平成26年3月31日

（別掲 日本医師会の通知より）

「日本医師会－AMDAのフィリピン台風被害救援活動への支援金」の税務上の取扱いについて

税務当局によりますと、このたびの支援金の目的が海外で発生した災害への支援であることから、個人で本会にご寄附いただいた方への税制上の優遇は認められません。

ただし、法人（医療法人等）で本会にご寄附いただいた場合には、損金算入が認められております。損金算入のための領収書が必要な法人へはご希望に応じて発行いたしますので、日本医師会経理課（担当：松浦／TEL 03-3942-6486（直通））までご連絡ください。

なお、詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)